

### 3 ▶ 続けて手当を受ける場合

#### ●現況届

子ども手当を受けている方は、毎年6月に「現況届」を提出しなければなりません。

この届は、毎年6月1日における状況を記載し、子ども手当を引き続き受ける要件があるかどうか確認をするためのものです。この届の提出がないと、6月分以降の手当が受けられなくなりますので、ご注意ください。

#### ●現況届様式

様式第3号(第4条関係) (表面)

子ども手当 現況届

提出年月日 平成 . . . 認定済年月日 平成 . . .

請求者 氏名 職業 住所 電話番号

性別 男・女 生年月日 婚姻 有・無 配偶者の氏名 配偶者の職業

氏名 続柄 生年月日 同居・別居の別 住所 監護の有無 生計関係 申請済みの子ども数 第1種以上小学校卒了者の子ども数 第2種以上小学校卒了者の子ども数

加入している年金等の年金手帳、組合員証又は加入者証の種類 ア、厚生年金保険 イ、私立学校教職員共済 ウ、地方公務員等共済 オ、国民年金 カ、その他( )

※当面の注意をよく読んでから記入してください。  
 ※印の欄は、記入しなくてもよい。  
 ※字は、横書き(ひらがな)で記入してください。  
 ※記名押印に代えて、署名することができます。

#### ●現況届に必要な添付書類

- ・健康保険被保険者証の写し（請求者が被用者である場合）
- ・その他、必要に応じて提出する書類があります。

#### ●その他

- ・昨年度、所得制限で児童手当を受給できなかった方は認定請求していただければ受給できますので、手続きを行ってください。

### 4 ▶ 届出の内容が変わったときの提出書類

#### ●他の市区町村に住所が変わるとき

- 前の市区町村へ ⇒ 受給事由消滅届
- 新しい市区町村へ ⇒ 認定請求書

#### ●子ども手当の額が増額されるとき ⇒ 額改定認定請求書

出生などにより支給対象となる児童が増えた場合、額改定認定請求をした日の属する月の翌月分から子ども手当の額が増額されますので、手続きが遅れないようご注意ください。（平成22年度は、3月まで児童手当を受給されていた方で中学2・3年（平成7年4月2日～平成9年4月1日生まれ）の子どもを持つ方も対象となります。）

#### ●子ども手当の額が減額されるとき ⇒ 額改定届

年齢要件などにより支給対象となる児童が減った場合です。

#### ●子ども手当の支給が終わるとき ⇒ 受給事由消滅届

年齢要件などにより支給対象となる児童がいなくなった場合です。

#### ●受給者の方が公務員になったとき

- 市区町村へ ⇒ 受給事由消滅届
- 勤務先へ ⇒ 認定請求書
- 受給者の方が同じ市区町村内で住所変更をしたとき ⇒ 住所変更届
- または養育している児童の住所が変わったとき
- 受給者の方または養育している児童の名前が変わったとき ⇒ 氏名変更届

※子ども手当は、受給者の申し出により町に寄付をすることができます。